＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊

平 成 ２ ６ 年　　第7回臨時会

上富良野町議会会議録

＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊

平成２６年１１月２５日

上 富 良 野 町 議 会

目　　次

第１号（１１月２５日）

○議　事　日　程　……　1
○出　席　議　員　……　1
○欠　席　議　員　……　1
○遅　参　議　員　……　1
○早　退　議　員　……　1
○地方自治法第１２１条による説明員の職氏名　……　1
○議会事務局出席職員　……　1
○開　会　宣　告　……　2
○開　議　宣　告　……　2
○議会運営等諸般の報告　……　2
○日程第１　会議録署名議員の指名について　……　2
○日程第２　会期の決定について　……　2
○日程第３　報告第１号　専決処分の報告について(交通事故に係る和解及び損害賠償の額を定めることについて)……　2
○日程第４　議案第１号　専決処分の承認を求めることについて(平成 26 年度上富良野町一般会計補正予算(第 11 号))…　3
○日程第５　議案第２号　上富良野町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例……　4
○日程第６　議案第３号　南部地区土砂流出対策工事(ベベルイ川)(H25 国債)請負契約の変更について……　4
○閉　会　宣　告　……　5

平成２６年第７回上富良野町議会臨時会付議事件一覧表

議案番号	件　　名	議決月日	結　　果
1	専決処分の承認を求めることについて(平成２６年度上富良野町一般会計補正予算(第１１号))	11月25日	承認可決
2	上富良野町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	11月25日	原案可決
3	南部地区土砂流出対策工事(ベベルイ川)(Ｈ２５国債)請負契約の変更について	11月25日	原案可決
	報　　告		
1	専決処分の報告について(交通事故に係る和解及び損害賠償の額を定めることについて)	11月25日	報　告

○議事日程（第１号）

第　１　会議録署名議員の指名について

第　２　会期の決定について　　１１月２５日　　１日間

第　３　報告第１号　専決処分の報告について（交通事故に係る和解及び損害賠償の額を定めることについて）

第　４　議案第１号　専決処分の承認を求めることについて（平成 26 年度上富良野町一般会計補正予算（第 11 号））

第　５　議案第２号　上富良野町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第　６　議案第３号　南部地区土砂流出対策工事（ベベルイ川）（Ｈ２５国債）請負契約の変更について

○出席議員（１２名）

１番	佐川典子君	２番	小野　忠君
３番	村上和子君	４番	米沢義英君
６番	徳武良弘君	８番	谷　忠君
９番	岩崎治男君	１０番	中澤良隆君
１１番	今村辰義君	１２番	岡本康裕君
１３番	長谷川徳行君	１４番	西村昭教君

○欠席議員（2名）　５番　金子益三君　　７番　中村有秀君

○遅参議員（0名）

○早退議員（0名）

○地方自治法第１２１条による説明員の職氏名

町長	向山富夫君	副町長	田中利幸君
会計管理者	菊池哲雄君	総務課長	北川和宏君
建設水道課長	佐藤　清君		

○議会事務局出席職員

局長	藤田敏明君	次長	佐藤雅喜君
主事	新井沙季君		

午前９時００分　開会
（出席議員　１２名）

◎開会宣告

○議長（西村昭教君）　御出席まことに御苦労に存じます。ただいまの出席議員は１２名でございます。これより平成２６年第７回上富良野町議会臨時会を開会いたします。

◎開議宣告・議会運営等諸般の報告

○議長（西村昭教君）　直ちに、本日の会議を開きます。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

○議長（西村昭教君）　日程に入るに先立ち、議会運営等諸般の報告をいたさせます。

事務局長。

○事務局長（藤田敏明君）　御報告申し上げます。

今臨時会は１１月２１日に告示され、同日議案等の配布をいたしました。今臨時会に提出の案件は、町長から提出の議案３件と報告１件であります。今臨時会の議案説明のため、町長以下関係者の出席を求め、別紙配付のとおり出席しております。以上であります。

○議長（西村昭教君）　以上をもって議会運営等諸般の報告を終わります。

◎日程第１　会議録署名議員の指名について

○議長（西村昭教君）　日程第１　会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第１２０条の規定により、議長において、

１３番　　長谷川　徳　行　君
１番　　佐　川　典　子　君

を指名いたします。

◎日程第２　会期の決定について

○議長（西村昭教君）　日程第２　会期の決定についてを議題といたします。お諮りいたします。

本臨時会の会期は、本日１日間といたしたいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君）　御異議なしと認めます。よって、会期は、本日１日間と決しました。

◎日程第３　報告第１号

○議長（西村昭教君）　日程第３　報告第１号　専決処分の報告について（交通事故に係る和解及び損害賠償の額を定めることについて）を議題といたします。

議会事務局長。

○事務局長（藤田敏明君）　ただ今上程いただきました報告第１号　専決処分の報告について（交通事故に係る和解及び損害賠償の額を定めることについて）につきましてその内容を御説明申し上げます。本件の発生状況につきましては、平成２６年９月２６日午前１０時３５分ごろ、私が運転する公用車の後部座席に議員２名を同乗し、所管事務調査のため東中地区に向かう際、上富良野町方面より道道上富良野旭中線を走行中、東７線北１９号交差点を通過した前方左路線のバス停留所レーンに相手の乗用車が停車しており、その横を通過する際に相手の乗用車が突然Uターンをしてきたため、回避することもできず公用車の左後ろドアに相手の乗用車の右側前面部が接触し破損したものであります。

相手側と交渉した結果、相手側の後方確認を怠ったことが主因でありますが、公用車側にも確認不足があることから、当方２０％の過失となり賠償金６７，６０８円の金額を賠償することで、平成２６年１１月１２日に専決処分を行ったところであります。所属長として職員に指導する立場でありながら、交通事故に至ったことにつきましては、大変申し訳なく心から深くお詫び申し上げるところであります。今後交通事故には十分に注意を払い同じことを繰り返すことのないよう、私はもとより職員にも指導徹底してまいります。以下朗読をもちまして説明とさせていただきます。

報告第１号　専決処分の報告について。

地方自治法第１８０条第１項の規定により、議会において指定されている事項について、次のとおり専決処分したので、同条第２項の規定により報告する。

記。

処分事項、交通事故に係る和解及び損害賠償の額を定めることについて。

裏面をご覧ください。

専決処分書。

町が運行する車両の事故に係る和解及び損害賠償の額を定めることについて、地方自治法第１８０条第１項の規定により、次のとおり専決処分する。

平成２６年１１月１２日。

上富良野町長　向山富夫。

記。

１、和解の相手方、札幌市[redacted]。[redacted]。

２、和解の内容。

（1）上富良野町は、相手方[redacted]に対し、金６７，６０８円を支払う。

（2）相手方[redacted]は、上富良野町に対して、本件に関し、今後上記の金員を除き一切の請求をしない。

以上、専決処分の報告といたします。御了承賜りますようお願い申し上げます。

○議長（西村昭教君） ただいまの報告に対し、質疑があれば賜ります。

（「なし」と呼ぶ者あり。）

○議長（西村昭教君） 質疑がなければ、これで本件の報告を終わります。

◎日程第４　議案第１号

○議長（西村昭教君） 日程第４　議案第１号　専決処分の承認を求めることについて（平成２６年度上富良野町一般会計補正予算（第１１号））を議題といたします。提出者から提案理由の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（北川和宏君） ただいま上程いただきました議案第１号　専決処分の承認を求めることについて（平成２６年度上富良野町一般会計補正予算（第１１号））につきまして専決処分の要旨をご説明申し上げます。

本件は１１月２１日に衆議院が解散され、第４７回衆議院議員総選挙が１２月２日公示、１２月１４日に執行することが決定されたところであります。第４７回衆議院議員総選挙の執行及び併せて実施される第２３回最高裁判所裁判官国民審査を実施するため、所用の経費について１１月２１日付けで専決処分を行ったところであります。このことから地方自治法の規定により予算の内容を議会に報告するとともに、御承認いただくため本議案を上程するものであります。それでは、以下議案の説明につきましては、議案を朗読し御説明させていただきます。なお、議決項目の部分のみを説明し、予算の事項別明細書につきましては省略させていただきますので、御了承願います。

議案第１号、専決処分の承認を求めることについて。

地方自治法第１７９条第１項の規定により、下記事項について別紙のとおり専決処分したので、同条第３項の規定により報告し、議会の承認を求める。

記。

処分事項、平成２６年度上富良野町一般会計補正予算（第１１号）。

裏のページをお開き願います。

専決処分書。

平成２６年度上富良野町一般会計補正予算（第１１号）を地方自治法第１７９条第１項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

平成２６年１１月２１日。

上富良野町長　向山富夫。

次のページをご覧願います。

平成２６年度上富良野町一般会計補正予算（第１１号）。

平成２６年度上富良野町の一般会計の補正予算（第１１号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条　歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ７８２万８千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ７４億６７３３万円とする。

２　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第１表　歳入歳出予算補正」による。

１ページをお開き願います。

第１表につきましては、款ごとの名称と補正額のみを申し上げます。

第１表、歳入歳出予算補正。

１、歳入。

１４款、国庫支出金、７８２万８千円。

歳入合計は７８２万８千円であります。

２、歳出。

２款、総務費、６９７万８千円。

１１款、給与費、８５万円。

歳出合計は７８２万８千円であります。

以上で議案第１号　専決処分の承認を求めることについて（平成２６年度上富良野町一般会計補正予算（第１１号））の説明といたします。御審議いただきまして議決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（西村昭教君） これをもって、提案理由の説明を終わります。これより質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり。）

○議長（西村昭教君） なければ、これで質疑を終了いたします。討論を省略し、これより議案第１号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） ご異議なしと認めます。よって本件は、原案のとおり承認されました。

◎日程第５　議案第２号

○議長（西村昭教君）　日程第５　議案第２号　上富良野町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。提出者から提案理由の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（北川和宏君）　ただいま上程いただきました議案第２号　上富良野町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例につきまして提案の要旨をご説明申し上げます。

本年８月に人事院は国家公務員の給与について、民間給与が公務員給与を上回り、その格差を解消するため引き上げる勧告がされたところであります。本町の職員の給与についても人事院勧告の内容を参酌し所要の改正を行うため、給与条例の改正を行うものであります。給与条例の改正の主な改正点を御説明申し上げます。

１点目は、月例給について、民間との格差を解消するため、世代間の給与配分の観点から若年層に重点をおいた引き上げで、平均０．３％の引き上げの改定を行うものであります。

２点目は、ボーナスについて、民間との支給割合に見合うよう０．１５か月引き上げ、引き上げ分は勤勉手当に配分するものであります。

３点目は、通勤手当について民間の支給状況等を踏まえ、１ｋｍにつき現行４７５円を５２６円とする引き上げの改定をするものであります。以下につきましては条例の朗読を省略させていただき、条を追ってその主な改正点のみの説明とさせていただきますので、御了承願いたいと思います。

改正条例第１条は、平成２６年１２月１日から施行する内容で、第１０条は通勤手当の改正を規定するものであります。第２０条は、勤勉手当の改正を規定するものであります。別表第１、別表第２でそれぞれ規定している行政職給料表、看護職給料表の改正を規定するものであります。改正条例第２条は、平成２７年４月１日から施行する内容で、第２０条の勤勉手当の支給月の割合の改定を規定するものであります。改正条例附則について、第１項は、改正条例第１条は平成２６年１２月１日から、改正条例第２条は平成２６年４月１日からそれぞれ施行する規定であります。第２項は、改正条例第１条のうち、別表第１、別表第２について平成２６年４月１日から適用する規定であります。第３項については、適用前の異動者の号給の調整を規定するものであります。第４項は、別表第１、別表第２の遡及適用により、改正前の給料表による給料については、改正後の給与の内払いとみなす規定であります。第５項は、規則への委任規定であります。以上で、議案第２号　上富良野町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の説明といたします。御審議いただきまして、議決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（西村昭教君）これをもって、提案理由の説明を終わります。これより質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり。）

○議長（西村昭教君）　なければ、これをもって質疑を終了いたします。討論を省略し、これより議案第２号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君）　ご異議なしと認めます。よって本件は、原案のとおり可決されました。

◎日程第６　議案第３号

○議長（西村昭教君）　日程第６　議案第３号　南部地区土砂流出対策工事（ベベルイ川）（Ｈ２５国債）請負契約の変更についてを議題といたします。提出者から提案理由の説明を求めます。建設水道課長。

○務建設水道課長（佐藤　清君）　ただいま上程いただきました議案第３号　南部地区土砂流出対策工事（ベベルイ川）（Ｈ２５国債）請負契約の変更につきまして提案の要旨をご説明申し上げます。

本事業は防衛省の委託により、平成２３年度に発生しました集中豪雨により、演習場内のベベルイ川の流路溝が被災し土砂が流出したため、護岸と魚道溝復旧を行う工事であり、平成２３年度より継続実施しているところであります。本工事は、入札を平成２６年２月２６日に行い、３月４日議会の議決を経て、工期を平成２６年１２月１２日として、請負会社（株）アラタ工業と契約を締結いたしました。この施工の途上におきまして設計内容を変更せざるを得ない状況が発生しましたことから、事業者間と北海道防衛局との協議が整いましたので、契約額の変更を行うものであります。

増額要因として、１点目に護岸工において既設護床ブロックを再利用する設計となっておりましたが、現地確認したところ再利用をできないブロックが確認できたため、新材を設置することとなったこと。２点目として、予定していた護床、護岸の施工範囲において被災か所の相違があったことから、布設替えの面積が予定より大きくなったこと。減額要因として、護床ブロックに再利用できなかった物を現地発生材として、袋型目固め工とフ

トン籠工の中詰め材として新材購入をやめたこと。結果として増額要因が多くなったため、精査した結果今般上程のとおり契約額について、１７８万２千円を増額変更するものとなっております。なお、工期の変更はございません。以下、議案を朗読し、提案理由の説明に代えさせていただきます。

議案第３号　南部地区土砂流出対策工事(ベベルイ川)(Ｈ２５国債)請負契約の変更について。

南部地区土砂流出対策工事（ベベルイ川）（Ｈ２５国債）請負契約の締結（平成２６年３月４日議決を経た議案第３０号に係るもの）を次により変更するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第２条の規定により議会の議決を求める。

記。

変更する事項。

契約金額（変更前）７０７４万円。

（変更後）７２５２万２千円。

以上説明を終わります。御審議賜りまして、議決くださいますようお願いいたします。

○議長（西村昭教君） これをもって、提案理由の説明を終わります。これより質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり。）

○議長（西村昭教君）　なければ、これをもって質疑を終了いたします。討論を省略し、これより議案第３号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君）　ご異議なしと認めます。よって本件は、原案のとおり可決されました。

◎閉会宣告

○議長（西村昭教君）　以上をもって、本臨時会に付議された案件の審議は全部終了しました。これにて、平成２６年第７回上富良野町議会臨時会を閉会といたします。

午前９時２１分　閉会

上記会議の経過は、議会事務局の調製したものであるが、その内容の正確なる事を証するため、ここに署名する。

平 成 ２ ６年 １ １ 月 ２ ５ 日

上富良野町議会議長　　西　村　昭　教

署　名　議　員　　長谷川　徳　行

署　名　議　員　　佐　川　典　子